

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の策定について

1 条例の制定理由

固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備の普及に伴い、大田原市内においても、大小様々な太陽光発電設備が設置されています。これらの中には、太陽光発電が新たな電源となる一方、自然環境等との調和が必要なケースが見受けられるようになりました。また、地域住民や関係者への事前の説明不足、設置後の管理状況の不備などにより、市民の皆様から不安の声が寄せられる事例も見受けられるようになっていきます。

このため、太陽光発電設備の設置について、一定のルールのもと、許可制または届出制とすることにより、本市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与するために条例を制定するものです。

条例案の概要

2 制定の目的

自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境等の維持及び保全を図ることを目的とします。

3 基本理念

本市における自然環境等は、先人が築き上げ、守り続けてきたかけがえのない「郷土の宝」です。市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市民、行政及び設置事業者は、その保持及び保全を図らなければなりません。

4 抑制区域(太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域として指定し、規則で定める(案))

抑制区域	具体的な区域	理由
豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域	鳥獣(特別)保護区	鳥獣保護区は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、保全が求められる区域のため。 鳥獣特別保護区は、さらに工作物の設置等を制限している区域のため。 【具体例】 ○雲巖寺(黒羽)周辺地区等

<p>地域森林計画及び平地林保全計画の森林の区域</p>	<p>地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つものであり、また平地林モデル地区については、市内の代表的な平地林として、市民に開放されていることから、それぞれ適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため。</p> <p>【具体例】 ○民有林・国有林・平地林モデル地区の森林など市内の大半の森林</p>
<p>県立自然公園</p>	<p>自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、工作物の設置等を制限している区域のため。</p> <p>【具体例】 ○黒羽・湯津上地区の山地・那珂川流域周辺等</p>
<p>自然環境保全地域</p>	<p>自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。</p> <p>【具体例】 ○親園地区イトヨ・ミヤコタナゴ生息地</p>
<p>緑地環境保全地域</p>	<p>緑地環境を保全することが特に必要な区域等における緑地環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。</p> <p>【具体例】 ○那須神社境内林 ○北金丸ザゼンソウ群生地</p>
<p>絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区</p>	<p>国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため。</p> <p>【具体例】 ○羽田地区ミヤコタナゴ生息地</p>

	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため。 【具体例】 ○城山公園、大田原公園
	農地	農用地区域・第1種農地については優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限される区域のため。 第2種農地・第3種農地については周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため。
土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域	土砂災害（特別）警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に関する許可が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。 【具体例】 ○大田原市ハザードマップ参照
	砂防指定地	砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。 【具体例】 ○大田原市ハザードマップ参照
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。 【具体例】 ○大田原市ハザードマップ参照

	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。 【具体例】 ○大田原市ハザードマップ参照
	河川・予定地・保全区域	河川区域・河川予定地は洪水等による災害の発生を防止するために必要な区域であるため。河川保全区域は河川管理施設を保全するため、必要な区域であるため。 【具体例】 ○河川区域・河川保全区域—那珂川・箒川・蛇尾川・熊川・松葉川・余笹川 ○河川予定地—巻川・鹿島川（現在）
本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域	重要文化財 国、県、市指定史跡 名勝天然記念物の 指定地	国、県、市の文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため。 【具体例】 ○大田原市の文化財一覧参照
太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域	第1種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住環境を守るため、建築物等の建築が制限されているため。 【具体例】 ○3・3・1号線内側のエリア等

5 条例の主な内容

区 分	許 可 制	届 出 制
(建築物の屋根または屋上に設置する場合や工場施設内に設置する場合を除く)	○抑制区域内または、 <u>抑制区域の一部を含む区域</u> で10キロワット以上の事業用発電設備で事業を行おうとするとき ○抑制区域に関わらず、太陽光発電設備の最大発電出力が <u>50キロワット</u> 以上の事業用発電設備で事業を行おうとするとき	○抑制区域外で <u>10キロワット以上50キロワット未満</u> の事業用発電設備で事業を行おうとするとき
許可・届出等	○設置事業計画を定め、 <u>市長の許可</u> を受けなければならない。	○設置事業の着手前に、 <u>市長に届出</u> なければならない。 ○市長は、 <u>必要な指導及び助言</u> を

		することができる。
事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ○市長に<u>事前協議</u>しなければならない。 ○市長は、<u>必要な指導及び助言</u>をすることができる。 ○設置許可に<u>条件を付す</u>ことができる。 	/
説明会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民及び該当自治会に対し、設置事業計画についての<u>説明会を開催</u>しなければならない。 ○地域住民及び該当自治会は、<u>設置事業計画に関する意見を申し出</u>ることができる。 ○意見があった場合は、地域住民及び該当自治会と<u>協議</u>しなければならない。 	
太陽光発電設備等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>発電事業を実施している間</u>、自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境を損ない、または災害等が発生する事態が生ずることのないよう当該発電事業を行う土地及び当該太陽光発電設備を<u>適正に管理</u>しなければならない。 	
発電事業終了後の適正処分等	<ul style="list-style-type: none"> ○発電事業を終了するときは、太陽光発電設備その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、<u>適正に処分</u>しなければならない。 	
立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ○条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、工事施行者、発電事業者の<u>事務所、事業所、事業区域</u>に立ち入り、<u>検査</u>させることができる。 	
勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○設置事業計画に従って事業を施行していない場合、当該許可事業者等に対し、相当の期限を定めて、<u>必要な措置を講ずる</u>ことを勧告することができる。 	
命令	<ul style="list-style-type: none"> ○正当な理由なく、勧告に従わないときは、当該許可事業者等に対し、<u>工事その他の行為の停止</u>を命じ、または相当の期限を定めて<u>太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復</u>その他<u>違反を是正</u>するため<u>必要な措置を講ずる</u>ことを命ずることができる。 	
公表	<ul style="list-style-type: none"> ○許可の取消しや命令をしたときは、当該許可の取消し、命令を受けた者の氏名及び住所、当該許可の取消し又は命令の<u>内容を公表</u>することができる。 	

土地所有者等に対する求め	○自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境または、災害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。
--------------	--

6 設置許可の基準等（基準の内容は規則に定める）

許可基準	内 容
事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこと。	<p>○事業区域に法律の規定により指定された鳥獣保護区または、特別保護地区を含む場合は、鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。</p> <p>○希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置や施行を行うこと。</p> <p>○事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。</p>
周辺地域における景観を害するおそれがないこと。	<p>○太陽光発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。</p> <p>○事業区域と隣接する土地との間に適切な緩衝帯が設けられていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【具体例】1ha～1.5ha未満の場合4m以上の緩衝帯を設けるなど規則で定める。</p> </div> <p>○太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。</p>
周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこと。	○事業区域に保安林の存する土地を含まないこと。
設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が関係法令及び基準に適合していること。	<p>○事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。</p> <p>○造成計画が宅地防災マニュアルの基準に適合したものであること。</p>
排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び基準に適合していること。	<p>○事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。</p> <p>○排水施設の構造が下水道法施行令の基準を満たすものであること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令の基準を満たす方法で設置されていること。 ○下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び基準に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 ○地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。 ○盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。 ○事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないこと。	○大型車の通行等による既存道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置、その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。 ○太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準及び栃木県生活環境の保全に関する条例の規定により定められた騒音に係る規制基準に適合していること。 ○事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。 ○太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。 ○太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令に適合していること。
設置する太陽光発電設備が関係法令の基準に適合していること。	
市の総合計画、環境基本計画、都市計画、農村環境計画、森林整備計画、土地利用調整基本計画、その他の将来計画に適合していること。	
地域住民及び該当自治会への説明会及び協議を適切に実施していること。	

7 施行期日

本条例は、年度内に制定し、6ヵ月間の周知期間を設け、平成31年10月1日からの施行を予定しています。

8 その他

- 施行日以前に設置事業に着手している場合は、本条例の適用としないこととします。
- 施行日に設置事業に着手していない場合は、規模や設置場所に関わらず届出を必要とします。
- 太陽光発電設備等の適正管理及び発電事業終了後の適正処分等については、既に設置されている太陽光発電設備を含み本条例を適用することとします。